

岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択調査研究員選出基準

1 根拠

- ・岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会運営方針の2

2 人数

- ・75人以内で組織し、各教科に主任研究員（校長）を1名、副主任研究員（教頭）を1名選出する。ただし、複数の種目がある教科については、副主任研究員を2名選出する。

3 基準及び資格

- ・原則、岐阜市立中学校に勤務する教職員の中から選出する。
- ・学校教育全般、特に担当する教科に関する豊かな知識と経験を有する者の中から選出する。

4 利害関係者の排除

- ・教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は除く。（参考：下記規定及び通知の趣旨）

■義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条第2項の規定

＜義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等の施行にともなう事務処理について（文初教第九六号 昭和三九年二月一四日）＞

＜義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について（28文科初第432号の通知）＞

- ① 発行者の役員および従業員ならびにこれらの配偶者および三親等内の親族
- ② 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- ③ 教科用図書および教師用指導書の著作者（事実上、著作に参加し、または協力した者を含む。）
- ④ ③の著作者が団体である場合は、その団体の役員およびこれに準ずる者
- ⑤ 教科用図書の供給の事業を行なう者およびその従業員
- ⑥ 過去3年以内に教科書発行者が主催する会議に参加したり、教科書発行者等から教科書の内容・記載についての意見を求められたりした者